平成２３年（フ）第１５号
栃木県宇都宮市平松本町340番地１　メゾンドベル５―201、前住所栃木県下都賀郡大平町大字富田392番地８　田村アパート１号
債務者　篠原　明雄
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８５７号
東京都八王子市元横山町３丁目10番２―301号
債務者　中嶋　正憲
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３６７４号
神奈川県藤沢市藤が岡３丁目２番３号
債務者　松本可奈子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８号
秋田県大仙市大曲福見町９番７号
債務者　武田　亜希
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１７０２号
東京都東大和市向原４丁目19番地の25新中村マンション202号
債務者　松岡　　勉
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８３３号
東京都国立市青柳１丁目１番地の10グリーデン国立307
債務者　萩原眞理子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７３号
島根県浜田市津摩町36番地
債務者　大舘　美香
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第７４号
島根県浜田市田町770番地１　201、前住所横浜市瀬谷区二ツ橋町289番地２　ベルハイム三ツ境403
債務者　髙橋　香里
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第９１３号
岡山市北区高松原古才605番地１　ガルデン26Ｄ棟101、申立時の住所岡山市中区**穭**東町１丁目14番46号　ハートピア７番館202
債務者　小野　　惠（旧姓淀川）
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２６号
岡山市南区福富東２丁目９番80―６号
債務者　足立　英二
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４号
大阪市旭区中宮３丁目11番28号
債務者　竹内　雅治
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７９号
青森県北津軽郡板柳町大字五幾形字飯田327番地１
債務者　佐々木康平
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３号
青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山263、住民票上の住所青森県北津軽郡中泊町大字大沢内字海原217番地　二タ見団地44号
債務者　小野　静子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字七ツ石町113番地
債務者　徳田　千穂
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第６号
埼玉県幸手市幸手3802　シブタニ工業、住民票上の住所青森県五所川原市湊字千鳥176番地７　タウン山城８号室
債務者　福島　大輔
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係